燕市まちづくり基本条例 (逐条解説)

平成 23 年 9 月 燕市

目次

前文		•	• •	• •	•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第 1	-		総則																															
	第	1	条	目的	١.		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2
	第	2	条	定義	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2
	第	3	条	まち	づ	< 1)	の	基	<u></u> 捏本	里念		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	4
	第	4	条	まち	づ	< 1)	の	基	本原	貝	١.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•			•	•	•	4
第 2				づく																														
第	₹ 1	節	市	民																														
	第	5	条	市民	,の [‡]	権利	J •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•			•			•	•	•	6
	第	6	条	市民	, ග ୀ	役割	J •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•					•			•	•	•	6
第				域コ																														
	第	7	条	地域	<u>;</u> — :	ミコ	L =	テ	10	D役	割	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•					•					•	•		7
				地域																														
				自治																														
				まる																														
第				民活					•																									
								Φ)役	割			•		•		•	•	•		•													. 9
	第	12	2条	市E 市E	无 污	5重力で 5重力で	ー. の排	· 让	 E				•	•	•																			. 9
釺				業者		7273	31		_																									
-1				事		等	のネ	宇	•			•																						10
釺				議会				~	•																									
-1				市記		` ທ∶ໍ	役事	ii •				•																						10
第				及び																														
				市(•									•		•	•										11
			3条																															
第 3	-		協働						•																									
	-		7条		動σ.)ま	ち :	づく	נו	の <u>i</u>	住江	隹									•		•	•		•		•	•		•			13
	-		3条		動事	業				•	•	•									•		•	•										14
	-		_	人相																														
第 4				参画			••																											
				市		﴾画€	の 打	佳道	•			•									•		•	•		•		•	•		•			15
	第	21	条	市	王 参	· • • •	のデ	方法	<u>.</u>			•									•		•	•		•		•	•		•			15
	第	22	2条	審記	義会	 等:	•	• •	•			•									•		•	•										16
				対記																														
				パ																														
	第	25	条	住	マヤ	票	•	• •	•			•																						18
第 5				共有																														
215 -			iis ii. 3 条)共:	有					•																						19
			7条		吸り	·· 開	• (•	•										•											19
				個。																														
				説																														
	- 1-	- •		4,0.		/			_	1	_																							_

第6章 市政運営																																			
	第	30	条	総合	計	画・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 21	Ĺ
		_	条			_																													
	第	32	条	行則	 	改革	≛ σ,	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 21	Ĺ
			条																																
	第	34	条	政策	法	務·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 22	3
	第	35	条	国及	なび	他の)地	方	公	共	寸	体	等	ح	の	連	携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 22	3
	•	-	条例(_																										
	第	36	条	条例	りの :	尊重	┋・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 24	Į.
			条				_																												
附則		•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 24	ŀ

前文

私たちのまち燕市は、信濃川、中ノ口川の悠々たる流れや国上山をはじめとする四季折々の豊かな自然に恵まれ、水と光と緑が織り成す美しい情景が、住む人と訪れる人の心を優しく包み込んでくれるまちです。

また、ものづくりの伝統と世界に通じる技を有する工業、活気とにぎわいを創出する商業や実り豊かな越後平野の一画を担う農業が均衡ある発展を遂げてきた産業のまちです。

そして、このまちに暮らす私たちは、人と自然を愛した名僧・良寛の慈愛の心、数多くの 偉大な先人を輩出した長善館の人づくりの理念、幾度となく繰り返された河川の氾濫に立ち 向かい、東洋一の大工事と呼ばれた大河津分水路を完成させ、また幾多の困難の中で技術の 改良を図り、産業の基盤を築き上げてきた先人たちの力強さを受け継いでいます。

私たちを取り巻く社会が変化する中で、先人が積み重ねてきた貴重な財産をさらに発展させて未来に引き継いでいくことが私たちの重要な役割です。

私たちは、まちづくりの原点である「人」のつながりや支え合いを大切にしながら、将来を担う子ども達が夢と希望を持って健やかに成長し、誰もが愛着と誇りを持つことができる輝くまちを目指します。そして、人と自然と産業が調和したこのまちが世界に羽ばたいていくことを願います。

その実現のためには、このまちに暮らす私たち一人一人がまちづくりの主人公であることを改めて認識し、自ら行動していくとともに、まちづくりに関わる多様な主体がお互いに地域を支えるパートナーであることを認め合い、一丸となってまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

ここに私たちは、燕市の目指すまちづくりの理念及び基本的な事項を明らかにし、独自の魅力ある燕らしさがあふれるまちづくりを私たちみんなの力で進めていくために、この条例を制定します。

【基本的な考え方】

燕市の自然、産業、歴史、文化などの特色(燕市らしさ)を表現するとともに、燕市が 目指すまちの姿とまちづくりの在り方を明らかにすることにより、まちづくりに関わるす べての人に、この条例の意義を伝えるために規定しています。

【説明】

第1段落から第3段落では、燕市の特徴や今日のまちへと発展してきた過程など、燕市らしさを表現するものです。

第4段落では、条例制定の背景を明らかにするものです。

第5段落では、燕市がどのようなまちを理想としているかを明らかにするものです。

第6段落では、目指すまちの姿を実現する手段として必要なことを明らかにするものです。

第7段落では、この条例を制定する決意を宣言するものです。

前文補足:燕市の名称については、燕の戸隠神社の祠(ほこら)が中ノ口川の上流から宮の浦(現在の宮町)に流れ着いたときに、たくさんの燕がその祠を守るように舞っており、この不思議な燕の群れから燕と呼ばれるようになったという伝説があり、漢字一文字で、かつ、鳥の名称の市は、全国的に見ても非常に珍しいと言われています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、燕市のまちづくりの基本理念と基本原則を定め、市民、市議会及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、及び行動することにより、市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、市民の意思に基づく自主性と自立性の高いまちを創り上げることを目的とします。

【基本的な考え方】

この条例を制定する目的を明らかにし、各条文に共通した指針を示すために規定しています。

【説明】

「まちづくりの主体は市民である」という考えのもと、「市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、市民の意思による自主性と自立性の高いまちを創り上げること」をこの条例の目的としています。言い換えれば、このまちに住み、集い、活動する市民が、地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決め、行動していくことによって、個性豊かで活力のある自立した地域社会を実現することです。

また、その実現に向けて最も基本的な考えをこの条例の中で掲げ、市民、市議会、市が 力を合わせ、共にまちづくりを進めるために、どのようなことができ、どのようなことを しなければならないのかを明らかにしています。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
 - (1) まちづくり 豊かで住みよい魅力と活力にあふれた地域社会を創るため、地域の公共 的課題を解決していく営みをいいます。
 - (2) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する者をいいます。
 - (3) 市 市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会並びに水道事業管理者の権限を行う市長をいいます。
 - (4) 市民参画 市の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程において、市民が主体的に関わり、行動することをいいます。
 - (5) 協働 まちづくりに関わる多様な主体が目標を共有し、それぞれの果たすべき責務を 認識するとともに、相互に相手の立場を認め合い、対等の関係で役割分担しながら、連 携し、及び協力し合うことをいいます。
 - (6) 地域コミュニティ 地域における多様なつながりを基礎として、共通の目的を持ち、 当該地域に関わりながら活動をする団体をいいます。
 - (7) 市民活動 市民が自主的に行う公益的な活動で、営利を目的としないものをいいます。
 - (8) 事業者等 市内において、営利又は非営利の事業活動を行う個人及び団体をいいます。

【基本的な考え方】

この条例を共通の解釈のもとで運用していくために、重要な用語の定義を規定しています。

【説明】

この条例に基づき、市民参画と協働による市民主体のまちづくりを推進し、まちづくりに関わる様々な主体が一体となって考え、行動していくためには、誰にでも分かりやすく、その趣旨を正しく理解できるものでなくてはなりません。

この条例の解釈に当たり、重要となる用語として、『まちづくり』、『市民』、『市』、『市民参画』、『協働』、『地域コミュニティ』、『市民活動』、『事業者等』の8つの

用語を掲げ、その定義を明らかにしています。

『まちづくり』

まちづくりとは、単なる空間の創造だけではなく、その地域に暮らす誰もが幸せと感じるまちを実現するためのすべての行為という広い意味を指すものとして定義しています。 『市民』

まちづくりの様々な活動には、市内に住所を有する住民に限らず、通勤、通学する人、また自治会やまちづくり協議会などの地域コミュニティ組織、市民活動団体、企業などで活動する人たちの協力が必要不可欠であり、幅広く「市民」と定義しています。 『市』

独立して事務を執行する市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、監査委員という執行機関のほか、水道事業管理者の権限を行う市長を加え、一般に「行政」と言われるすべてを「市」と定義しています。 『市民参画』

まちづくりへの参加には、様々な形が考えられます。市の政策の形成過程には、立案、 実施、評価及び改善の段階がありますが、どれか一つの段階への参加だけでは、市民は主 体的に参加していくことはできないと考えます。そこで、市の政策の形成過程の各過程に、 市民がより一層主体性を持って関わり、行動していくことを「市民参画」と定義していま す。

『協働』

協働という言葉には様々なとらえ方があります。まちづくりの中で協働するということは、まちづくりのプロセスをお互いに共有することであると考えます。

そのような考えのもと、まちづくりに関わる様々な主体が、課題と目標を共有することから始まり、それぞれの役割と責任を見つめ直し、お互いに地域社会を支えるパートナーであることを認め合うこと、そして、適切な役割分担のもとに連携し、協力し合うことで、お互いがもつ能力や特性を最大限に発揮して、まちづくりに取り組んでいくことを「協働」と定義しています。

『地域コミュニティ』

市内には、自治会やまちづくり協議会をはじめとして、子ども会、婦人会、老人会や PTA など、地域で活動している様々な団体があります。このように、地域内の公共的な課題に対して自ら取り組むことを目的として、地域に関わりながら活動する組織や団体を「地域コミュニティ」と定義しています。

『市民活動』

市民自らが公共的な課題を見つけ出し、自主的に取り組む営利を目的としない公益的な活動を「市民活動」と定義しています。

『事業者等』

市内において、営利や非営利に関わらず、事業活動を行う個人、法人その他の団体のことを「事業者等」と定義しています。市内に事務所や事業所を置く事業者等のほか、市内で事業活動を行うすべての事業者等をいいます。

(まちづくりの基本理念)

- 第3条 市民は、まちづくりの主体であり、市民が望む地域社会の実現を目指すため、市民、 市議会及び市が一体となり、自らの積極的な意思でまちづくりに取り組むものとします。
- 2 市民、市議会及び市は、人づくりを基本として、人を育て、人を活かし、人がふれあい、 及び人が助け合うまちづくりを推進するものとします。
- 3 市民、市議会及び市は、独自の魅力ある燕らしさを創り出すことを目指すとともに、地域の特性を尊重した自主的かつ自立的なまちづくりを推進するものとします。

【基本的な考え方】

目的に掲げた「市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、市民の意思に基づく自主性と自立性の高いまちを創り上げること」を目指してまちづくりを進めていくうえで、まちづくりに関わる各主体が共有するべき基本的な考え方を明らかにするために規定しています。

【説明】

1 まちづくりの主人公は、そこに暮らす市民であることは誰もが認めるところです。ここでは改めて、まちづくりの主体は市民であることを明らかにするため、基本理念として掲げています。

また、市民の意思を反映した「市民主体のまちづくり」を進めていくため、市民、市議会と市がお互いに協力し合い、補完し合いながら、自らが果たすべき役割を認識して積極的にまちづくりに取り組んでいくことを掲げています。

2 まちづくりにおいて「人」は、原点です。人づくり(人財育成)は、まちづくりのすべての基礎となることを認識し、人を育て、人を活かし、人がふれあい、人が助け合うことで、一人一人の個性や能力を生かすことができるまちづくりを進めていくことを基本理念として掲げています。

『人財』・・・人材をもとにした造語です。まちづくりは人づくりに例えられるように「人」は、まちにとっての原動力であり、財産であるという意味を込めて、各条文の説明の中では「人材」を「人財」と表記しています。

3 まちづくりを進めるうえで、地域の特性を大切にしながら、燕らしさを創り出していく ことを基本理念として掲げています。

また、地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決めていくという自治本来の姿を実現していくために、地域の特色を生かした自主的で自立的な燕市のまちづくりを推進していくことを掲げています。

(まちづくりの基本原則)

- 第4条 市民、市議会及び市は、まちづくりの基本理念を実現するため、次に掲げる事項を 基本原則としてまちづくりを進めるものとします。
 - (1) 市民参画の機会が平等に保障されること。
 - (2) 協働して公共的課題の解決に当たること。
 - (3) 相互にまちづくりに関する情報を提供し、及び共有すること。
 - (4) 人と人のつながりを大切にし、広く交流を深めること。
 - (5) 市民一人一人の人権が尊重され、それぞれの個性及び能力が発揮されること。

【基本的な考え方】

条例に定める目的の達成とまちづくりの基本理念の実現を目指してまちづくりを進めていくうえで、まちづくりに関わる各主体が共有するべき行動原則を明らかにするために規定しています。

【説明】

まちづくりは、その主体である市民の参画のもとで推進されるべきです。市民参画は強制されるものではありませんが、市民主体のまちづくりを進めるため、市民がまちづくりに参画する機会が平等に保障されることを基本原則として掲げています。

地域の様々な公共的な課題に対して、市民、市議会、市のそれぞれが、自己の主張をするだけでは、効果的な課題解決を図ることはできません。

まちづくりは、様々な主体が協働で取り組むことにより、相乗効果が期待できることから、お互いがもつ能力や特性を最大限に発揮しながら、協働によるまちづくりを進めていくことを基本原則として掲げています。

まちづくりの主体である市民が自ら考え、主体的に行動し、市民参画と協働のまちづくりを進めていくためには、情報の共有が前提となります。情報の共有とは一方向だけではなく、まちづくりに関わる様々な主体が情報を送る立場と受ける立場になり得ることから、必要な情報を相互に発信することで、情報を共有していくことを基本原則として掲げています。

地域の公共的な課題は、より複雑化し、その地域だけで解決することが難しいものもあります。そこで、専門的な分野の知識を持つ人たちや他の地域の人たちとの交流を推進し、連携し、お互いに助け合うことにより、新しい価値観を生み出し、地域の公共的な課題を効果的に解決することが期待できます。人と人とのつながりがまちづくりの原動力になることから、交流を積極的に推進し、市全体が一体となってまちづくりを進めていくことを基本原則として掲げています。

市民主体のまちづくりを進めるに当たっては、市民一人一人が個人として尊重され、また、お互いを尊重し、認め合うことが重要であると考えます。

そのような考えのもと、誰もが個人として人権が尊重され、一人一人の個性と能力が十分発揮できる社会を実現していくことを基本原則として掲げています。

第2章 まちづくりの主体

第1節 市民

(市民の権利)

- 第5条 市民は、まちづくりに関して平等な立場で意見を表明し、提案する権利を有すると ともに、市民参画をする権利を有します。
- 2 市民は、市政運営に関する情報を知る権利を有します。
- 3 市民は、まちづくりに関して自ら考え、行動するために、学ぶ権利を有します。

【基本的な考え方】

市民には様々な権利や責務がありますが、まちづくりの主体としての権利を明らかにし、 市民が主体的にその権利を行使することによって、自主性と自立性の高いまちづくりを推 進していくために、市民が有している権利を規定しています。

【説明】

1 市民は、自らの意思で、まちづくりに関して平等な立場で発言し、提案する権利を有していること。また、市の政策の立案、実施、評価及び改善のそれぞれの段階に参画をする 権利を有していることを明らかにしています。

市民参画と協働を基本として、市民と市が意見や提案を交わし合いながら、市政運営に市民の意向を的確に反映できる仕組みをより一層充実させていくことが重要です。

なお、意見表明や提案、市民参画の具体的な方法については「第21条(市民参画の方法)」 で説明しています。

- 2 市民参画と協働による市民主体のまちづくりを推進していくためには、市政運営に関する様々な情報が必要であることから、市民は、市や市議会が保有する市政運営に関する情報を知る権利を有していることを明らかにしています。
- 3 まちづくりについて市民が自ら考え、主体的に行動していくために、学ぶ権利を有していることを明らかにしています。

(市民の役割)

- 第6条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持つとともに、 自らができることを考え、自主的に市民参画に努めるものとします。
- 2 市民は、お互いを尊重し、世代や地域を超えて交流しながら支え合い、協力してまちづくりに努めるものとします。
- 3 市民は、地域社会を構成する一員としての責務を果たすとともに、まちづくりの活動に おいては、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

【基本的な考え方】

まちづくりの主体である市民の役割を市民の権利に伴う責務として明らかにし、その実践を通して市民主体のまちづくりを推進するために規定しています。

【説明】

1 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らの意思で 市民参画に努めることを市民の役割として明らかにしています。

このまちに暮らし、自分たちの地域のことを一番よく知っている市民の協力や視点がなければ、地域の様々な公共的な課題を効果的に解決していくことは困難だからです。ただし、市民参画は強制されるものではなく、また、市民参画しないことにより不利益な扱いを受けるものではありません。

2 市民は、お互いを尊重し、交流を深め、支え合いながら、共に協力してまちづくりに努めることを市民の役割として明らかにしています。

市民同士がお互いの考えや立場の違いを認め合い、交流を通して理解を深め、助け合い

ながら共にまちづくりを進めていくことが大切です。一人一人の力は小さくても、それを 集めることで、まちづくりの大きな力に発展させることができると考えます。

3 市民は、地域社会の一員としての責務を果たすとともに、まちづくりの活動を進めるうえで、自分の発言と行動に責任を持たなければならないことを市民の役割として明らかにしています。

市民の権利や役割は、市民が主体的に権利を行使して、役割を認識しながら自分の意思に基づいてまちづくりを行っていくために定めるものです。市民は、まちづくりの主体としての権利が保障されなければならないという一方で、権利を主張するばかりではなく、まちづくりに対して無責任ではいけないと考えます。市民の発言や行動がすべて制限されるものではありませんが、まちづくりには、一人で取り組むものばかりではなく、地域社会の一員として取り組まなければならないものもあります。したがって、個人の主体的な発言や行動は、個人の利益だけではなくて地域全体の利益を考慮した発言や行動である必要があると考えるからです。

第2節 地域コミュニティ

(地域コミュニティの役割)

- 第7条 地域コミュニティは、それぞれの地域に関わる多様な主体と協働し、地域の特性を 生かした様々な活動を通じて安全で安心な住み良い地域づくりに努めるものとします。
- 2 地域コミュニティは、地域における交流を促進し、地域への愛着や連帯感を高めるとともに、地域の人材育成に努めるものとします。

【基本的な考え方】

まちづくりの主体である地域コミュニティの役割を明らかにし、その実践を通して協働による公共的課題の解決を推進するために規定しています。

【説明】

1 地域コミュニティは、自治会やまちづくり協議会をはじめ、地域の様々なつながりを基盤として、地域のことをまず地域で考え、地域の公共的な課題を協力し合って解決していくという重要な役割を担っています。

それぞれの地域に関わる多様な主体同士の協働の取り組みや、様々な分野にわたる特色 ある活動を通じて、地域に直結する課題を自分たちの手で解決し、安全で安心な住み良い 地域社会を創り上げていくことを地域コミュニティの役割として明らかにしています。

「多様な主体」との協働については、地域に関わる団体や企業のほか、地域内に通勤、 通学する人たちとの関わりも重要であると考えます。そういった人たちの協力があれば、 より良い地域づくりにつながるはずです。

2 地域コミュニティでは、地域に関わる人たちがお互いに協力し合い、支え合いながら、 地域ごとに特色のあるまちづくりが進められています。こうした活動を促進し、ふれあい や共通の経験を通して生み出される郷土への愛着、連帯感、共同意識や信頼関係を築いて いくことを地域コミュニティの役割として明らかにしています。また、燕市の将来を担う 子どもたちを地域ぐるみで育成すること、活動を通じて地域のリーダーを育成することな ど、地域における人財の育成を推進することも大切な役割として明らかにしています。

(地域コミュニティ活動の推進)

第8条 市民は、自らが担い手であることを認識して地域コミュニティを守り育てるととも に、その活動に対する理解を深め、自主的に参加し、及び協力するよう努めるものとしま す。

市民の自主的かつ自発的活動である地域コミュニティ活動を積極的に推進していく必要性を明らかにするために規定しています。

【説明】

市民一人一人が地域コミュニティ活動の果たす意義や役割を理解し、その活動を応援することで、地域の公共的課題の効果的な解決につながるとともに、まちづくりの大きな原動力となることが期待されます。そのため、市民一人一人が地域コミュニティの担い手として活動を支え、自らの意思で活動への参加や協力に努めていく必要性を明らかにしています。担い手という言葉には「中心となってある事柄を支え、推し進めていく人」という意味があります。受け身ではなく、自分から他へ働きかける、積極的な意味を込めて「担い手」と表現しています。

(自治会)

- 第9条 自治会は、豊かで住みよい地域を創るために市民により自主的に組織し、市民にとって最も身近な存在として地域の公共的課題を協力し合いながら解決するとともに、地域づくりの重要な担い手としてその役割を果たすよう努めるものとします。
- 2 自治会は、まちづくりに関する情報伝達その他行政事務の一部を担う市のパートナーと してその役割を果たすとともに、地域の意見を集約し、市政に反映するよう努めるものと します。

【基本的な考え方】

地域コミュニティを構成する自治会の役割を明らかにし、その実践を通して協働による 公共的課題の解決を推進するために規定しています。

自治会は、まちづくり協議会と共に、地域づくりの重要な役割を担っており、その役割を条例の中でそれぞれ明確にするべきであると考えます。

(説明)

1 自治会は、市民により自主的に組織されています。また、地域コミュニティを形成する 最も基礎的な団体です。

自治会は、市民にとって最も身近な存在であり、防災、防犯、子どもや高齢者の安全確保、地域の生活環境の維持・改善への対応など、日常生活の中で発生する地域の様々な公共的な課題を協力し合いながら解決する、地域づくりの重要な担い手として自治会の果たす役割は大きいことから、その役割を明らかにしています。

2 自治会は、行政情報の伝達や行政運営の補助を行うなど、燕市の行政事務の一部を担う 市のパートナーとしての役割や、地域の声を市に伝え、市政に反映する大切な役割を担っ ていることを明らかしています。

(まちづくり協議会)

- 第10条 まちづくり協議会は、地域における広範な課題について市民が自ら協議し、自らの力で解決していくことで自立した地域づくりを行うために組織し、地域における協働のまちづくりの推進母体として、その役割を果たすよう努めるものとします。
- 2 まちづくり協議会は、相互にまちづくりの目標等を共有し、及び自治会その他の地域コミュニティを構成する団体等と協働して、より広範な地域のまちづくりの提案及び公共的課題の解決に努めるものとします。

【基本的な考え方】

地域コミュニティを構成するまちづくり協議会の役割を明らかにし、その実践を通して

協働による公共的課題の解決を推進するために規定しています。

まちづくり協議会は、自治会と共に、地域づくりの重要な役割を担っており、その役割を条例の中でそれぞれ明確にするべきであると考えます。

【説明】

1 まちづくり協議会は、地域における広範な課題にも対応できるよう、一定の規模で組織されています。

まちづくり協議会は、地域で活動する各種団体が単独で対応することが難しいと考えられる課題や問題を掘り起こし、市民が自ら解決策を協議し、責任を持って解決していくことで自立した地域づくりを行う組織です。それぞれの地域において、協働のまちづくりを推進する母体としてまちづくり協議会の果たす役割は大きいことから、その役割を明らかにしています。

2 各まちづくり協議会が、お互いに課題やまちづくりの目標を共有することで、まちづくり協議会の活動を全市的な取り組みへと広げていくことが重要です。そして、自治会をはじめ、地域コミュニティを構成する学校、子ども会、婦人会、老人会など様々な団体等と協働して、まちづくり協議会ならではの地域のまちづくりの提案や公共的課題の解決に努めることを役割として明らかにしています。

第3節 市民活動団体

(市民活動団体の役割)

- 第 11 条 市民活動を組織的かつ継続的に行う団体(以下「市民活動団体」といいます。)は、 自らが持つ特性等を生かした活動を通じて市民活動の充実に努めるものとします。
- 2 市民活動団体は、活動に関する情報の発信や提供を積極的に行い、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとします。

【基本的な考え方】

まちづくりの主体である市民活動団体の役割を明らかにし、その実践を通して協働による公共的課題の解決を推進するために規定しています。

【説明】

- 1 市民が自主的・自発的に公益的な活動を行う市民活動団体は、特定非営利活動促進法 (NPO法)などの法的な基盤整備により、地域社会を支える新たなまちづくりの担い手と して広く認識されるようになりました。そして、市民活動には、専門性、多様性、柔軟性、 創造性、先駆性などの特性や特徴があります。こうした市民活動の持つ特徴を生かしなが ら、活動の輪を広げていくことを市民活動団体の役割として明らかにしています。
- 2 燕市の区域には、地域のまちづくりのために活動している団体などが数多く存在しており、その活動内容は多岐にわたっています。しかし、どのような団体が、どのような活動を行って、どのような役割を担っているのか、あまり知られていないことも実情です。 そこで、市民活動に関する情報の発信や提供を積極的に行い、活動の目的や内容につい

て市民の理解や認識を深めていくことを市民活動団体の役割として明らかにしています。

(市民活動の推進)

第 12 条 市民は、市民活動に対する理解を深め、その活動に自主的に参加し、及び協力するよう努めるものとします。

【基本的な考え方】

市民の自主的かつ自発的活動である市民活動を積極的に推進していく必要性を明らかにするために規定しています。

【説明】

市民一人一人が市民活動の果たす意義や役割を理解し、その活動を応援することで、地域の公共的課題の効果的な解決につながるとともに、まちづくりの大きな原動力となることが期待されます。そのため、市民一人一人が担い手として市民活動を支え、自らの意思で活動への参加や協力に努めていく必要性を明らかにしています。

第4節 事業者等

(事業者等の役割)

- 第13条 事業者等は、自らが持つ知識、専門性等を生かした活動を通じて地域の活性化に 努めるとともに、その技術を継承し、人材の育成に努めるものとします。
- 2 事業者等は、地域社会を構成する一員として地域の発展につながる活動に協力するよう 努めるものとします。

【基本的な考え方】

まちづくりの主体である事業者等の役割を明らかにし、その実践を通して協働による公 共的課題の解決を推進するために規定しています。

【説明】

- 1 産業は、燕市の重要な地域特性の一つです。また、まちづくりにおいて公共的な領域が 広がる中で、地域社会を構成する一員としての事業者等の果たす役割は大きいと考えます。 そして、培ってきた知識や専門性を生かした活動を通して地域の活性化に努め、専門知識 や技能を次の世代に引き継いでいくことを事業者等の役割として明らかにしています。
- 2 事業者等は、地域社会を構成する一員として、調和を図りながら地域社会に貢献するとともに、地域コミュニティ活動や市民活動に協力していくことを事業者等の役割として明らかにしています。

具体的には、事業者等が社会貢献活動など、まちづくりに積極的に参加することや、活動に対しての側面的な支援を行うことなども考えられます。

第5節 市議会

(市議会の役割)

- 第 14 条 市議会は、市民の意思を代表するとともに、本市の意思決定機関及び市政を監視 する機関としてその役割を果たすものとします。
- 2 市議会は、積極的に政策提言及び政策立案を行うとともに、市民の意思が市政に反映されるよう調査活動等に努めるものとします。
- 3 市議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めるものとします。

【基本的な考え方】

市議会の権限については、地方自治法で規定されていますが、改めてその役割を確認することによって、市議会の機能の重要性を明らかにするために規定しています。

【説明】

1 市議会は、市民の代表として燕市の最終的な意思決定を行う機関であり、地方自治法で 規定されているとおり、市政運営の基本的な事項を議決する権限や市政運営を監視する機 能などを有しています。

市議会は、まちづくりの重要な主体であり、まちづくり基本条例は、燕市のまちづくりの基本的な考え方を定めるものであることからも、あらためて市議会の役割の重要性を明らかにするものです。

- 2 市議会は、自主性と自立性の高いまちづくりを推進する観点から、地域の公共的課題の 効果的な解決や市民の意思を反映した政策の実現を図るために調査活動などに努め、政策 の立案や政策の提言に努めるなど、市議会の政策形成機能を充実させていくことを役割と して明らかにしています。
- 3 市議会に関する様々な情報を市民に分かりやすく、積極的に伝え、市民と情報を共有するよう努めることで、市民に開かれた議会運営をより一層推進することを市議会の役割として明らかにしています。

第6節 市及び市の職員

(市の役割)

- 第15条 市は、市民福祉の増進を図るため、効率的で質の高い行政サービスの提供を図るとともに、公正かつ誠実で、市民に開かれた市政運営を行うことにより、市民の権利及び利益を保護しなければなりません。
- 2 市は、社会経済情勢の変化、多様化する課題等に的確に対応するため、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織運営を行わなければなりません。
- 3 市は、執行機関等が相互に連携し、協力しながら行政機能を発揮しなければなりません。

【基本的な考え方】

協働による公共的課題の解決の推進に向け、まちづくりにおいて果たすべき市の役割を明らかにするために規定しています。この条例の目的を達成するため、市の責務を明確に示すことは、条例の実効性を高めるうえで重要です。

【説明】

- 1 市は、まちづくりの主体である市民を第一に考え、市民福祉の増進を図り、より効率的で質の高い行政サービスを提供していくことが市政運営の基本になります。市民の意向が反映されるよう、公正かつ誠実で市民に開かれた市政運営を行い、市民の権利や利益を保護していかなければならないことを市の役割として明らかにしています。
- 2 市は、社会の変化や様々な課題に対して柔軟かつ迅速に対応するとともに、市民ニーズ に的確に対応した行政サービスを提供するため、市民にとって分かりやすく、機能的な組 織構成や人員構成を行い、組織運営が効果的に行われるよう、常にその組織を見直してい かなければならないことを市の役割として明らかにしています。
- 3 行政の組織や運営方法は、縦割りであると言われることがあります。市は、縦割り行政 の解消に努め、組織内で横断的に連携して、常に情報の交換や事務事業の調整を行い、協 力して政策等を実現していくなど、行政機能を最大限に発揮していかなければならないこ とを市の役割として明らかにしています。

(市の職員の役割)

- 第 16 条 市の職員及び議会事務局の職員(以下これらを「市職員」といいます。)は、市民全体のために働く者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能力開発及び自己啓発に努めるとともに、市民の視点に立ち、市民との信頼関係の向上を図らなければなりません。
- 3 市職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加しなければなりません。

【基本的な考え方】

協働による公共的課題の解決の推進に向け、まちづくりにおいて果たすべき市職員の役

割を明らかにするために規定しています。この条例の目的を達成するため、市の責務とと もに行政運営に係る実務を遂行する市職員の責務を明確に示すことは、条例の実効性を高 めるうえで重要です。

【説明】

- 1 市職員の基本姿勢として、全体の奉仕者としての自覚のもと、市政への市民の信頼を失 墜させることのないよう法令を遵守し、市民に対して、公正かつ誠実に職務を遂行してい かなければならないことを市職員の役割として明らかにしています。
- 2 行政運営において、職員一人一人が職務に対する責任を自覚し、職務を遂行するうえで 必要な知識を習得するとともに、幅広い分野で能力開発と自己研さんに努め、専門的な知 識や能力を十分に発揮していくことを市職員の役割として明らかにしています。また、市 民と同じ目線に立って、市民が望む行政サービスを行うことで、市民との信頼関係の向上 を図っていかなければならないことを明らかにしています。
- 3 協働のまちづくりを推進するため、市職員も協働の重要性について認識を深め、意識改革を行う必要があります。職員自らも地域社会を構成する一員として、市民と共に考え、 行動し、率先してまちづくりに関わっていく姿勢が必要であることを明らかにしています。

第3章 協働

(協働のまちづくりの推進)

- 第17条 市民、市議会及び市は、地域の公共的課題をより効果的に解決していくため、お 互いを理解し、知恵と力を出し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するものと します。
- 2 市は、まちづくりに関わる多様な主体との協働体制を確立し、協働に向けた活動拠点の 整備等必要な環境づくりに努めなければなりません。
- 3 市は、協働のまちづくりの推進に当たり、市民の自発的なまちづくりの活動を促進する ため、活動に参加する市民の自主性及び自立性を尊重しつつ、その活動に対して必要な支 援を行うものとします。

【基本的な考え方】

市民の意思による自主性と自立性の高いまちを創り上げるため、協働によるまちづくり の進め方についての基本的な考え方を明らかにすることが必要です。

多様な主体と市との協働により、地域の公共的な課題をより効果的に解決し、市民と地域の力を生かした、市民と市とのパートナーシップによるまちづくりを進めていくことを明らかにするために規定しています。

【説明】

1 自主性と自立性の高いまちづくりを推進し、地域の公共的な課題をより効果的に解決していくため、まちづくりの主体である市民、市議会と市は、それぞれの立場や役割について相互理解を深め合い、知恵と力を合わせて、協働のまちづくりを積極的に推進していくことを明らかにしています。

まちづくりには、それぞれが主体性を持って取り組む領域と、役割分担しながら連携し、協力して取り組む協働の領域があると考えます。協働で取り組む領域の明確化を図りながら、お互いにまちづくりを担うパートナーとして信頼関係を構築し、市民、市議会と市が共に活動する協働の視点に立ち、地域全体が一体となって、まちづくりを進めていこうというものです。

- 2 協働のまちづくりを推進するための取り組みとして、市は協働による取り組みを推進する体制の整備や、地域コミュニティ活動や市民活動など市民の自主的かつ自発的な活動を 行うための活動拠点の整備等に努めなければならないことを明らかにしています。
 - まちづくりに関わる様々な主体が交流する場や市の協働体制を整備することで、情報共有や相互理解を促進し、各主体同士の全市的なネットワークや連携体制の構築を推進していくことが必要です。
- 3 市は、まちづくりに関わる様々な主体と協働のパートナーとして共に活動できるよう、 その活動の公益性や活動内容の透明性及び市が行う支援による効果について詳しく検証し たうえで、活動を促進するための適切な支援を行っていく必要性を明らかにしています。 また、市は、各主体との協働による取り組みを行う場合や必要な支援をする場合におい て、各主体の自主性や自立性が尊重されるように配慮しなければなりません。協働の相手 方を市の下請けとして位置付けることのないよう、それぞれの特性を生かしたまちづくり を進めていく必要があります。

(協働事業)

- 第 18 条 市は、協働のまちづくりを推進するため、協働して実施することがより効果的な 事業(以下「協働事業」といいます。)については、市民と市との協働による実施を推進す るものとします。
- 2 市民は、市に対し、別に定めるところにより、協働事業を提案することができるものと します。
- 3 市は、協働事業を実施する場合において、その透明性を確保するとともに、市民と適切に役割分担し、及び対等な関係を保つよう努めなければなりません。

【基本的な考え方】

地域の公共的な課題のより効果的な解決に向けて、市民と市との協働による事業の実施を推進するために規定しています。

【説明】

- 1 協働のまちづくりを推進するため、地域の公共的な課題の解決に向けて、市民と市が同 じテーブルで協議する場をつくるなど協働による取り組みを推進していくことが必要です。 市からの提案だけではなく、市民からの提案という相互の提案によりこの趣旨を実現し ようとするもので、協働によるより効果的な課題解決を図るために必要な取り組みを推進 していくことを明らかにしています。
- 2 燕市では、市と協働でまちづくりを進める「イキイキまちづくり団体」などの組織と協働事業を展開しています。こうした取り組みをさらに発展させていくことが必要であり、地域の身近な公共的課題に対して協働で取り組むことで、より効果的な課題解決を図るため、市民は市に対して協働事業を提案できることを明らかにしています。
- 3 市は、協働で実施する事業について、事業の内容や実施過程の透明性を確保するなど公 正性を図るとともに、お互いの役割や責任等について十分に協議し、対等な立場と適切な 役割分担のもとで協働事業を行うように努めていくことを明らかにしています。

市は、協働事業を実施するに当たっては、協働の目的、その効果や取り組みの結果を明らかにしながら、まちづくりのパートナーと信頼関係を築き上げていくことが必要です。

(人材の育成)

第 19 条 市は、まちづくりに関わる多様な主体と協働し、まちづくりを担う人材を育成する機会の提供に努めなければなりません。

【基本的な考え方】

市民と市が協働して、人財を育成するための様々な機会を提供していくために規定しています。

まちづくりは「人」なくして成り立ちません。人づくりは、まちづくりのすべての基礎となることを認識し、一人一人の個性や能力を生かすことができるまちづくりを進めていくことが必要であると考えます。

【説明】

地域コミュニティや市民活動団体などの多くが直面している課題として、人財の問題があります。燕市では、教育立市の趣旨に基づき、人をまちづくりの原点としてとらえ、市民と共に豊かな人間性と創造性を備え、郷土に愛着を持った人づくりを推進しています。 まちづくりは人づくりに例えられるように、人づくりはまちづくりに関わる様々な主体

と市が協働により取り組むべき公共的課題としてとらえ、燕市の将来を担う人財を育成するための様々な機会の提供に努めていくことを明らかにしています。

第4章 市民参画

(市民参画の推進)

- 第20条 市は、市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るため、市民参画を積極的に推進するものとします。
- 2 市は、実効性のある市民参画の仕組みを整備し、市民の意見、提言等が適切にまちづく りに反映されるよう必要な措置を講じなければなりません。
- 3 市は、積極的な市民参画が促進されるよう、市民参画に関する制度等の周知を図るとともに、開かれた場と機会を提供するよう努めなければなりません。

【基本的な考え方】

市民の意思による自主性と自立性の高いまちを実現するため、市民参画を基本としたまちづくりの進め方についての基本的な考え方を明らかにすることが必要です。

市民参画により市民の意思を的確に把握し、市の政策等に適切に反映しながら市政運営を進めていくことを明らかにするために規定しています。

【説明】

- 1 市民主体のまちづくりを推進するためには、市民の主体的な市政への参加が必要であり、 さらに市の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程に関わることが重要です。市は、市 民に開かれた市政運営を進めるため、市民参画を基本とした市政運営を行っていくことを 明らかにしています。
- 2 市は、市民参画を推進し、市民の意見や提言等をまちづくりに生かしていくため、市民 にとって分かりやすく、利用しやすい仕組みなど、市民が参画しやすい制度を整備しなけ ればならないことを明らかにしています。

市は、市民参画により市民から提案された意見や提言などを個々に検討し、政策等にどのように反映されたのか結果を市民に公表するなど、市民一人一人の主体的な参画を促す取り組みを行っていくことが必要です。

3 市は、市民参画に関する制度や方法をできるだけ分かりやすく周知していくことが必要です。また、市民参画の機会を平等に保障するため、市民が参加しやすい時間帯の設定、 意見を出しやすい雰囲気や仕組みづくり、参加するための学習機会の提供など、参加の場と機会の創設に努めていくことを明らかにしています。

(市民参画の方法)

- 第21条 市は、政策の立案、実施、評価及び改善の一連の過程において、政策に対する市 民の関心及び政策が市民に与える影響その他政策の内容を総合的に判断し、市民参画が必 要であると認める場合には、次に掲げる方法のうち事案に応じた適切なものにより市民参 画を求めなければなりません。
 - (1) 審議会その他の附属機関及びこれに類する組織(以下「審議会等」といいます。)への市民公募
 - (2) 意見交換会
 - (3) ワークショップ(参加者が共に検討作業を行い、協力し合いながらまちづくりの提案をまとめる等の作業をする集まりをいいます。)
 - (4) パブリックコメント(意思決定の過程において案を公表し、市民からの意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続をいいます。以下同じです。)
 - (5) アンケート調査
 - (6) 前各号に準ずる方法

市民主体のまちづくりを推進するうえで、具体的にどのような方法を用いて市民参画を 求めていけば良いのかを明らかにするために規定しています。

【説明】

市は、政策に対する市民の関心や政策が市民に与える影響などを総合的に判断して、必要であると認められるものについては、市民参画を求めなければならないことを明らかにしています。また、市民参画を求める場合は、案件に応じた適切で有効な方法により市民参画を推進していくことが必要です。

審議会その他の附属機関及びこれに類する組織とは、行政事務について必要な審査、審議又は調査等を行うために設置された審議会等のことです。

審議会等は、学識経験者や関係者で組織している場合もありますが、市民公募は、より 主体的な市民参画を推進するための手法の一つです。

審議会等については、その設置目的や役割は多種多様となっていますが、審議会等の設置に当たっては、必要性を十分に検討することなど、設置の基準を明確にしておく必要があります。

意見交換会は、市長との懇談会や地域説明会、まちづくり出前講座など、市民が直接的に意見を表明できる機会です。

ワークショップは、共通の課題を設定して、参加者が共に体験したり、意見交換を行ったりするなど、協働作業を通じて、お互いの考え方や立場の違いを学び、協力し合いながらまちづくりの提案などをまとめる手法です。

パブリックコメントは、市政に関する重要な事案に対して、広く市民から意見を求め、 市民から提出された意見を検討し、その結果をどのように事案に反映させたのかなど、検 討結果を公表する手法です。なお、意見提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他 の方法により実施され、結果の公表は、担当課での閲覧のほか、広報つばめやホームペー ジなどに掲載されています。

アンケート調査は、その対象やテーマごとに市民の意向を把握するための手法であるとともに、間接的に市民参画する手法の一つです。

~ までに掲げる手法のほか、現在、市長への手紙やホームページ等を利用した意見や提案の募集などにも取り組んでいます。こうした取り組みについても市民参画の制度の一つとして、効果的な運用や改善を図っていくことが必要です。このように、市民参画の手法は様々ですが、すべてにおいて万能な手法はありません。上記以外にも、案件に応じた、適切で有効な手法を検討していく必要があります。

(審議会等)

- 第22条 市は、審議会等の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により 選考しなければなりません。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合、高度な専門性が求められるため公募によることが適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- 2 市は、審議会等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成、他の審議会等との重複等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければなりません。
- 3 市は、審議会等の会議を公開しなければなりません。ただし、法令等の規定により非公開とされる場合、議事内容に別に条例等で定める非公開情報が含まれるため公開することが適当でないと認められる場合その他正当な理由がある場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

審議会等の委員に市民を選任するときは、市は、公募により選考するとともに、男女比率、年齢構成、他の審議会等との重複等を考慮し、幅広い分野から人財を登用しなければならないことを明らかにするために規定しています。また、情報公開と情報共有の観点から、審議会等の会議を原則公開することを明らかにしています。

【説明】

- 1 学識経験者、関係者や一般市民等で構成する審議会等は、市の政策過程で重要な役割を 担っています。多くの市民から様々な意見を聴くための方法として、市は審議会等の委員 の公募制を充実させ、原則として公募委員を加えることで市民参画の促進と政策過程の透 明性を向上していくことを明らかにしています。ただし、法令等により委員の構成が定め られている場合や、高度な専門性が求められる場合など、公募による委員の選任が適さな い場合や公募委員を加えないことに正当な理由がある場合を除きます。
- 2 市は、市民の様々な意見を市政に反映するため、審議会等の委員を選任する場合においては、男女比率、年齢層、他の審議会等との重複などを考慮して、幅広い層や分野から人財を登用するよう努めなければならないことを明らかにしています。
- 3 市は、政策過程の透明性を図り、情報公開と情報共有の観点から、審議会等の会議を原 則公開しなければならないことを明らかにしています。

ただし、法令等の規定によるもののほか、会議を公開することにより、自由な発言や率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合、特定の人に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある場合など、公開することが適当ではないと認められる場合などは、市は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

(対話の場の設置)

第23条 市は、市民が必要とするまちづくりに関する学習機会を提供するとともに、市民とまちづくりの課題について活発な意見交換を行うため、市民との対話の場を設置することができます。

【基本的な考え方】

対話に基づく市民参画の機会や学習の機会を保障するために規定しています。

【説明】

市民の情報交換や意見交換、学習機会となる対話の場を設置することにより、それぞれの課題を共有し、お互いの立場を理解することができると考えます。また、市民が自らの意思でまちづくりに積極的に参加していくためには、まちづくりについて学習する機会も必要です。市民主体のまちづくりを推進し、市民の意思をまちづくりにより反映するため、市は対話に基づく市民参画を推進する必要性を明らかにしています。

市は、積極的に市民との対話を深め、市民の考えや要望などを把握し、効果的な政策等を推進していくことが必要です。

(パブリックコメント)

- 第 24 条 市は、市の重要な政策等を策定するときは、パブリックコメントを実施するもの とします。
- 2 前項の規定によるパブリックコメントの実施の範囲、方法その他必要な事項は、別に定めるものとします。

市の重要な政策等を策定するときは、パブリックコメントを実施することを明らかにするために規定しています。

【説明】

1 市は、市政運営に関する重要な政策等を策定するときは、パブリックコメントを実施し、 市民参画の促進と、市の意思決定過程の公正性の確保や透明性を向上していくことを明ら かにしています。

なお、パブリックコメントの対象となる「重要な政策等」とは、燕市パブリックコメント実施要綱で次のとおり規定されています。

- (1) 市政に関する基本的な計画等の策定又は変更
- (2) 市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (4) 広く市民の公共の用に供する施設の建設に係る基本計画の策定又は変更
- 2 パブリックコメントの具体的な実施の範囲、実施方法その他必要な事項については、既存の制度の中で規定されていることから、パブリックコメント制度の詳細は、別に定めることとしています。また、市は、既存のパブリックコメント制度についても、この条例の趣旨を踏まえ、市民にとってより分かりやすく、意見を伝えやすい制度となるよう改善を図っていく必要があります。

(住民投票)

- 第25条 市長は、市民の生活に関わる極めて重要な事項について、市民に直接その意思を 問う必要があると認める場合は、住民投票を実施することができます。
- 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに、その都度市議会の議決を経て、条例で定めます。

【基本的な考え方】

市民の生活に関わる極めて重要な事項について、直接的に市民の意思確認を行う仕組みとして、住民投票を実施することができることを明らかにするために規定しています。

【説明】

- 1 まちづくりは、市民と市との信頼関係や協力関係が必要であり、情報共有を図りながら 市民参画や協働を実践し、政策決定までの議論の過程を大切にすることで、住民投票に至 らなくても解決していくことが可能であると考えます。住民投票は、様々な問題を伴うた め賛否両論があり、住民投票に至ることなく重要課題を解決していくことが最適ですが、 市民の意思確認のためのあくまで最終手段として位置付け、制度として保障することを明 らかにしています。
- 2 住民投票の結果をもって意思決定を法的に拘束するものではありませんが、市民の直接 の意思である住民投票の結果は、尊重されるべきものであることを明らかにしています。
- 3 住民投票の実施については、対象となる事案について、テーマごとの適格性や投票要件、 実施方法など、様々な観点から検討を加える必要があることから、市議会での十分な議論 を経て、それぞれの事案ごとにその都度条例で必要な事項を定めることを明らかにしてい ます。

第5章 情報共有

(情報の共有)

- 第 26 条 市民、市議会及び市は、市民参画と協働のまちづくりを推進するため、相互にまちづくりに関する情報を収集し、提供し合うことにより、情報の共有に努めるものとします。
- 2 市は、地域の公共的課題等を的確に把握するための情報の収集と適正な情報管理に努めなければなりません。
- 3 市は、まちづくりに関する情報を市民が容易に得られるよう情報提供の仕組みを整備し、 適切な時期及び方法により、市民に分かりやすく情報提供するよう努めなければなりません。

【基本的な考え方】

まちづくりに関する情報はまちの共有の財産であり、情報の共有は市民参画と協働のまちづくりを進めるうえで不可欠です。

市民、市議会と市が相互に情報提供を行い、情報の共有化に努めていくことを明らかにするために規定しています。

【説明】

- 1 情報の共有は、市民参画を推進するうえで不可欠です。また、協働の取り組みを進めていくための前提となるものであり、まちづくりのパートナー同士が持つ情報を相互に共有することは、非常に重要です。市民参画と協働のまちづくりを推進するため、市民、市議会と市が相互に情報の収集や提供を行い、情報の共有化に努めていくことを明らかにしています。
- 2 市は、情報の共有を推進するため、市政全般にわたる市民の意向の把握や地域の公共的 課題などの情報収集に努めなければならないことを明らかにしています。また、市から情 報公開や情報提供される情報が、正確で適切な内容でなければならないことから、市は、 適正な情報管理に努めることが必要です。
- 3 市は、情報の共有を推進するため、市民が必要なときに容易にまちづくりに関する情報 を得ることができるよう、情報提供の仕組みを整備するように努めなければならないこと を明らかにしています。そして、その内容に応じた適切な時期に、適切な方法で情報を分 かりやすく市民に提供し、理解を深めてもらうよう努めることが必要です。

(情報公開)

第 27 条 市は、燕市情報公開条例(平成 18 年燕市条例第 11 号)に基づき、市が保有する情報を市民の求めに応じて公開しなければなりません。

【基本的な考え方】

市の保有する情報を公開して、市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市民の理解と信頼を深め、市民に開かれた市政を一層推進するために規定しています。

【説明】

情報公開は、市民の知る権利を保障するとともに、市民参画と協働のまちづくりを推進するうえでの前提条件となるものです。燕市では、燕市情報公開条例に基づき、市の保有する情報を公開していますが、この条例で改めて確認することで、市民に開かれた市政運営をより一層推進する姿勢を明らかにします。

(個人情報の保護)

第28条 市は、まちづくりに関する情報の共有に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、燕市個人情報保護条例(平成18年燕市条例第12号)に基づき、必要な措置を講じなければなりません。

【基本的な考え方】

まちづくりに関する情報の共有に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報を保護するために規定しています。

【説明】

市民参画と協働のまちづくりを進めるうえで、情報の共有が重要となる一方で、個人情報の保護を図ることが必要です。燕市では、燕市個人情報保護条例に基づき、個人の権利と利益の保護が図られていますが、この条例で改めて確認することで、個人情報の保護に関する市の姿勢を明らかにしています。

(説明責任及び応答責任)

- 第29条 市は、政策の立案、決定、実施、評価及び改善の各過程において、その経過、内容、効果等を市民に分かりやすく説明しなければなりません。
- 2 市は、まちづくりに関する市民からの意見、要望、質問等に対し、速やかに、かつ、適切に応答するよう努めなければなりません。

【基本的な考え方】

市民に対する市の説明責任や応答責任を明らかにするために規定しています。 説明責任や応答責任は、市民の知る権利を保障するとともに、市民参画と協働のまちづくりを推進するうえでの前提条件となるものです。

【説明】

1 説明責任は、市民参画と協働のまちづくりを進めるうえで最も基本的な原則です。市は、政策等の立案、決定、実施、評価及び改善の各過程においてその必要性や経過、内容などについて分かりやすく説明しなければならないことを明らかにしています。

従来は、結果の説明に重点が置かれていましたが、今後は、市の政策の形成過程の各過程で説明責任を果たし、市民の理解が得られるよう努めていくことが必要です。

2 市は、市民からの市政に関する意見、要望、提案等に対して、速やかに、かつ、適切に 応答するよう努めなければならないことを明らかにしています。市は、市民との信頼関係 の向上を図っていくために適切な対応を図り、常に行政サービスの向上に取り組むことが 必要です。

第6章 市政運営

(総合計画)

- 第30条 市は、市政運営の総合的な指針として総合計画を市民参画の下で策定し、計画的 な市政運営を行わなければなりません。
- 2 市は、総合計画の進行管理を適切に行い、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

【基本的な考え方】

市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行っていくために規定しています。

【説明】

- 1 総合計画は、まちづくりの方向性を示した最上位の計画であり、市の事業は、総合計画に基づいて行われています。市は、まちづくりの基本理念を実現するため、総合的かつ計画的な政策を実施していかなければならないことを明らかにしています。総合計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、市民参画を求めて検討を行うとともに、市民の意見を計画に反映する必要があります。
- 2 市は、情報共有と説明責任の観点から、総合計画の内容や政策等の進捗状況に関する情報を市民に分かりやすい方法で公表しなければならないことを明らかにしています。

(財政運営)

- 第31条 市は、政策相互の連携を図りながら効率的かつ効果的な政策を実施し、健全な財政運営に努めなければなりません。
- 2 市は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

【基本的な考え方】

自主性と自立性の高いまちづくりの推進に向け、財政運営に関する基本的な考え方を明らかにするために規定しています。

【説明】

- 1 市は、自主性と自立性の高いまちづくりを推進し、この条例の目的の実現に向けて最大限に機能を発揮していくため、縦割り行政の弊害を解消し、総合計画、行政評価、予算編成等の連動など政策相互の連携を図るとともに、継続的に行政の効率性を高める努力を行いながら、健全な財政運営に努めなければならないことを明らかにしています。
- 2 市は、情報共有と説明責任の観点から、燕市の財政状況に関する情報を市民に分かりや すい方法で公表しなければならないことを明らかにしています。

(行財政改革の推進)

第32条 市は、自立した行財政運営と市民が必要とする行政サービスの向上を目指すため、前例にとらわれない柔軟な姿勢と新たな発想で行財政改革に取り組むものとします。

【基本的な考え方】

自主性と自立性の高いまちづくりの推進に向け、不断の行財政改革に取り組むことを明らかにするために規定しています。

【説明】

行財政改革は、現在の行政運営を全面的に見直し、効率的で効果的な行政運営が行えるよう、また、それによって新たな財源を生み出せるよう取り組まれるものです。簡単に言えば、これまでの市の仕事やそのやり方などを変えて、改善していく取り組みです。

市は、この条例の趣旨を踏まえ、広く市民の意見を取り入れながら前例にとらわれない

柔軟な発想のもと、集中と選択によるまちづくりを進めていくことを明らかにしています。

(行政評価)

- 第33条 市は、市政運営を効率的かつ効果的に行うため、行政評価を市民参画の下で実施し、評価結果を政策等に速やかに反映させるよう努めなければなりません。
- 2 市は、行政評価に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

【基本的な考え方】

市が行う事業等の点検と評価を行い、その結果を政策等に反映することで、効率的で効果的な行政運営を行っていくために規定しています。

【説明】

1 行政評価は、市が行っている仕事について、点検と評価を行い、必要に応じて事業の取り組み方法などを見直し、次の仕事に生かしていく仕組みです。

より効率的で効果的な行政運営を行うため、市は事業等について目的や目標を明らかにし、その成果について評価を行い、評価結果を事後の政策等に適切に反映させるよう努めなければならないことを明らかにしています。また、行政評価の実施に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、市民参画に努める必要があります。

2 市は、情報共有と説明責任の観点から、行政評価に関する情報を市民に分かりやすい方 法で公表しなければならないことを明らかにしています。

(政策法務)

第34条 市は、地域の特性を尊重した市政運営を行うため、積極的に条例の立案及び規則 の制定の権限等を活用することにより、新たなまちづくりの提案に努めなければなりません。

【基本的な考え方】

自主性と自立性の高いまちづくりの推進に向け、地方自治の本旨に基づいた法令の自主 的な解釈・運用を進め、積極的に政策立案を行うなど、独自のまちづくりを進めていくた めに規定しています。

【説明】

地域主権時代の到来により、地方自治体の役割が重要性を増す中で、社会の変化に対応していくためには、従来の踏襲型の発想の仕方そのものを転換し、市民の視点に立って課題を発見するとともに蒸らしさを生かした独自の政策を立案していくことが求められます。

市は、法令の自主解釈権や条例制定権を十分に活用しながら、新たなまちづくりの提案に努めなければならないことを明らかにしています。また、条例等の立案の過程においても、この条例の趣旨を踏まえて、情報共有や市民参画が十分に図られるよう配慮することが必要です。

(国及び他の地方公共団体等との連携)

- 第35条 市は、国及び県と適切な役割分担の下、対等な立場で相互に連携し、協力してまちづくりを進めるよう努めるものとします。
- 2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と共通する課題又は広域的な課題について、相互に連携し、協力して、その解決に取り組むよう努めるものとします。
- 3 市は、国際社会に果たすべき役割を認識し、まちづくりにおいて国際的な交流及び連携に努めるものとします。

まちづくりを進めていくうえでの国や県との関係性を明らかにするとともに、他の自治 体等との連携・協力や国際社会との交流に努めていくために規定しています。

【説明】

- 1 国や県の機関についても、燕市のまちづくりに大きく関係している部分があります。地方分権により、国や県とは「対等・協力」の関係となったことを踏まえ、市は、多様化する政策課題を解決するため、適切な役割分担の下で、国や県と連携し、協力してまちづくりを進めるよう努めていくことを明らかにしています。
- 2 市民生活は、燕市の区域内に限定されるものではなく、地域の公共的課題は、市単独で は解決できない場合もあり、様々な分野での広域的視点に立ったまちづくりを進め、より 効率的な市政運営を行う必要があります。そのために、市は、他の自治体等との交流や情 報共有など、積極的な連携を図りながら、課題の解決に取り組むよう努めていくことを明 らかにしています。
- 3 グローバル化の進展により、国際化への対応は重要となっています。また、国際交流を通じて文化や生活に対する理解を深め、国際的な広い視野を有する人財を育成していくことも必要であることから、市は、まちづくりを進めるうえで、国際的な交流及び連携に努めていくことを明らかにしています。

第7章 条例の尊重及び見直し

(条例の尊重)

第36条 市民、市議会及び市は、まちづくりを推進するに当たり、この条例に定める事項 を尊重するよう努めなければなりません。

【基本的な考え方】

この条例がまちづくりの基本的な考えを定めた燕市のまちづくりを進めるうえでの指針となるものであることから、この条例に規定する事項を尊重しながらまちづくりを進めていく必要性を明らかにするために規定しています。

【説明】

まちづくりに関わる様々な主体が、この条例の趣旨を理解し、条例の考え方を基本として自ら考え、行動することで、より良いまちづくりを進めることができると考えます。

地域の公共的課題の解決を推進するに当たり、この条例に定める事項を尊重しなければならないことを明らかにしています。また、市は、条例等の制定や改廃、基本的な計画の策定、事業の実施等に当たっては、この条例の趣旨を踏まえて整合を図る必要があります。

(条例の見直し)

- 第37条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとに、条例の内容等を検討し、必要に応じて見直しを行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとします。
- 2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画を求めて検討を行うとともに、市民 の意見を適切に反映させなければなければなりません。

【基本的な考え方】

条例は、社会経済情勢等の変化により必要な見直しが常に行われますが、あえて明示的な規定を置くことで、見直しなどを確実に行うために規定しています。

【説明】

- 1 この条例は、制定することが目的ではありません。市民と共に創り上げたこの条例を活用し、さらにこの条例を守り育てていくことで、燕市をより魅力あるまちにするための道筋が見えてくるのではないかと考えます。また、時代や社会経済情勢の変化などにより、条例の運用に当たって問題が生じることもあります。こうしたことから、条例の実効性を確保するため市民と共に定期的な見直しを行い、必要に応じて改正する「市民が見守り、育てていく進化する条例」を目指していくことを明らかにしています。
- 2 この条例を見直しする際は、条例の趣旨に基づき市民参画を求めて検討することを明ら かにしています。

市民参画の方法については、パブリックコメントのほか、審議会等の委員公募による検討など、見直しの時点で最も適切であると市長が認める方法により実施していくことで、 市民の意見を見直しに反映させる必要があります。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。

【基本的な考え方】

この条例の施行時期を規定しています。

【説明】

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。まちづくり基本条例はできあがりが ゴールではありません。市民の皆さんと市議会、市が一体となって、より良いまちづくり を進めていくためのスタートラインに立つということです。